**提出書類の説明**

**1　境内建物証明願（２部**：１部は証明書として返却、１部は県が保管**）**※ 別記様式１

境内建物登記簿謄本のとおり記入してください。

複数の建物を同時に申請する場合には、箇条書きで記載してください。

※ 記入方法につきましては記入例をご覧ください。

**2　境内建物設置届**※ 別記様式２

境内建物証明願と同様に記載してください。

**3　境内地証明願（２部**：１部は証明書として返却、１部は県が保管**）**※ 別記様式３

境内建物登記簿謄本のとおり記入してください。

複数の土地を同時に申請する場合には、箇条書きで記載してください。

※ 記入方法につきましては記入例をご覧ください。

**4　境内地設置届**※ 別記様式４

境内地証明願と同様に記入してください。

**5　取得理由書**

申請に係る建物又は土地を取得する理由及び用途を具体的に記載してください。

**6　字図**

法務局で取得したものを原本で提出してください。

**7　配置図・測量図（写）**

土地上にどのように建物等が配置されているか分かるものを提出してください。

**8　建物平面図（写）**

建物各階の平面図（間取図）に各部屋の用途を記入したものを提出してください。

**9　公告文（写）**

主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却など宗教法人法第２３条に該当する行為を行う場合、または各宗教法人規則で公告することが必要と定められている行為を行う場合は提出してください。

**10　公告証明書**※ 別記様式５

公告が各宗教法人規則等に定められた方法で行われたことを証明する書類です。公告を行った場合は提出してください。

**11　公告の写真**

各宗教法人規則等に定められた場所に公告文を掲載した写真を提出してください。その際、信者等が公告の内容を確認している様子が確認できる写真を提出していただくことが望ましいです。

**12　責任役員会議事録（写）**

建物、土地の取得及び用途について議決されたことを証する責任役員会議事録を提出してください。

**13　売買契約書・寄附証書（写）**

権利関係を確認するため、売買による取得の場合には売買契約書、寄附による取得の場合には寄附証書を提出してください。

**14　建築請負契約書（写）**

権利関係を確認するため、礼拝施設等を新築する場合に提出してください。

**15　建築確認通知書（写）**

建築基準法に適合しているか確認するため、礼拝施設等を新築する場合に提出してください。

**16　農地転用許可書（写）**

取得する土地の地目が「田」「畑」のような農地の場合、提出してください。

**17　宗教法人規則（写）**

各宗教法人規則に定められた手続きを経て取得しているか確認するため、規則　　の全文を提出してください。

**18　付近見取図**

ゼンリン図や住宅地図等取得不動産の位置及びその周辺の状況が確認できる書類を提出してください。

**19　境内建物の内部・外部写真**

以下の例を参考に、外観については建物の正面及び四隅から１枚ずつ、内部については風呂・トイレを除き、部屋の現況及び使用用途が分かるよう各部屋ごとに１～３枚ほど撮影のうえ、提出してください。

　　　　　　　（撮影の例）

(1)

正面

(2)

玄関

(3)

⑧

①

③

⑩

礼拝堂

集会室

⑨

②

②

⑫

⑤

④

⑥

和室

⑪

事務室

⑬

衣処

バス・トイレ

⑦

(4)

(5)

※①～⑬：建物内部の写真　(1)～(5)：建物の外観の写真

**20　境内地の写真**

　申請する土地の全体像が把握できるよう、以下の例を参考に、異なる方向から５～６枚程度撮影のうえ、提出してください。

なお、写真の番号と撮影した方向については、「７ 配置図」に書き込んでください。

　　　　　　（撮影の例）

②

①

事務所

⑤

取得地

⑥

④

③

礼拝施設

**21　駐車場用地の取得に関する調書**※ 別記様式６

記入例を参考に、取得駐車場に関する現況について回答のうえ、提出してください。

**22　駐車場区画図**

以下の例を参考に作成のうえ、提出してください。

　　　　（例）礼拝施設に隣接する駐車場取得の場合

35m

6.0m

5.0m

2.5m

礼拝施設・事務所等

24m

入口

入口

**23　建物・土地登記事項証明書**

境内建物証明の申請の場合は建物登記事項証明書（新築の場合は表示登記を済ませたもの）、境内地証明の場合は土地登記事項証明書を提出してください。

　　　なお、申請日より概ね３か月以内に法務局で取得した原本を提出してください。

**24　宗教法人登記簿謄本**

申請日より概ね３か月以内に法務局で取得した原本を提出してください。

**25　包括法人の承認書（写）**

建物・土地の取得等を行うにあたり、各宗教法人規則上に承認が必要と規定されている場合は提出してください。

**26　宗教法人の活動状況に関する書類**※ 別記様式７

申請する宗教法人の活動状態等を把握するため、提出してください。

**27　手数料（熊本県収入証紙４００円）**

境内建物証明、境内地証明１件ごとに４００円の手数料が必要になります。そのため、建物と土地を同時に申請する場合には計８００円分の手数料を納めていただきます。

　なお、手数料は「収入**印紙**」ではありませんので、御注意ください。